

出張旅費規定

株式会社 iWellness

第1条（目的）

この規定は、役員および従業員が業務のため出張する場合の手続きおよび旅費について定めるものである。

第2条（総則）

旅費は、実費支払いとする。但し、飛行機は普通席、ホテルは15,000円を上限とする。

附則

本規定は、令和7年4月1日より施行する。

改訂を行った場合には公表を行う。

以 上